

擬制信託の制限に関連する小報告：訴訟係属登録 その5：2010年度科研費（課題番号20730072）

| | |
|----------|---|
| 著者 | 植本 幸子 |
| 雑誌名 | 鹿児島大学法学論集 |
| 巻 | 45 |
| 号 | 2 |
| ページ | 129-134 |
| 別言語のタイトル | Actual restriction on constructive trust : notice of lis pendens 5 |
| URL | http://hdl.handle.net/10232/11366 |

擬制信託の制限に関連する小報告～訴訟係属登録 その5 (2010年度科研費 (課題番号20730072))

植 本 幸 子

序 擬制信託とは何か

1 訴訟係属登録と擬制信託

2 裁判例

(1) 登録肯定の立場 (第43巻2号 (2009年))

(2) 訴訟係属登録の否定例 (第44巻1号 (2009年) ～同2号 (2010年))

3 裁判例の分析

(1) 裁判例の流れ (第45巻1号 (2010年))

(2) 判決の傾向

(2) 判決の傾向

まず、肯定例について見てみると、@Coppinger事件⁽¹⁾では、「擬制信託は不動産を回復するための訴訟として判決される⁽²⁾」ので「すべての擬制信託は不動産についての占有の権原や権利に影響する訴訟であって訴訟係属登録は適切である」として、擬制信託を求める訴訟の訴訟係属登録を認めた。その上で、「原告の利益は単なる金銭的利益の確保である」としているが、ここでは買主である原告が取戻したい売買代金分の保証金預託と引き替えに被告側の抹消請求を認めており、いわゆる引き替え給付判決の形を示している。本来抹消請求における保証金は手続的要件として被告敗訴における原告の不測の損害防止のために要求されている。この事件では、原告側としては主張する代金分の保証金が認められればということを経験として登録抹消自体には異議を申立てないと主張していることが前提と

(1) 34 Cal. App. 3d 885(1982).

(2) Cal Code Civ Proc § 318 により不動産を回復する訴訟の申し立てには、過去5年以内の獲得や所有の証明が求められるが、擬制信託を求める訴訟にもそれに該当するという先例 (Marshall v. Marshall 232 Cal. App. 2d 232 (1965)) があるとする。

なっている。結果として原告側としては当該債権額の優先的回収を実現できることから、抹消を認めていても訴訟係属登録の登録の有効性が前提となっている登録肯定例ということになる⁽³⁾。㉔Okuda事件⁽⁴⁾は、エクイティ上のリーエンが求められた事案であるが、裁判所は、エクイティとコモン・ローを明確に区別することはできないとし、擬制信託とエクイティ上のリーエンにも区別はないとして訴訟係属登録を認めている。㉕Hunting World 事件⁽⁵⁾では、原告が損害賠償請求をしかつ擬制信託かエクイティ上のリーエンを求める訴えにおいて訴訟係属登録を認めるかにつき判断が分かれているとした上で、「不動産の詐害譲渡の取消しを求める訴訟には明白に訴訟係属登録が認められる」とする。㉖Kirkeby事件⁽⁶⁾では、最高裁が、㉕判決を支持し、詐害譲渡が認められたなら特定の不動産上の権原に影響を与えるので訴訟係属登録の認められる訴訟であるとした。詐害譲渡取消しの場合について訴訟係属登録が認められることについては、この2004年の例で先例確定ということになる⁽⁷⁾。

次に、否定例について見てみる。㉗Burger事件⁽⁸⁾は、Xはエクイティ上のリーエンを有するべきであり、金銭判決が求められているのみであるから、不動産の権原に影響する訴訟であるということについて証拠の優越性は認められないとした。ここでは、Xの主張を、不履行である債務者がたまたま不動産を所有するようになった場合の金銭の貸主が同様の請求をするのに類似すると評価している。㉘Urez事件⁽⁹⁾では、「訴訟係属登録についての制定法は擬制悪意を拡張するものではなく制限するものである」として、当該エクイティ上の救済の主張を「金銭損害回復のための担保的手段に過ぎない」とした。㉙Elder事件⁽¹⁰⁾では、「不当利得を理由とする訴訟係属登録は認められない」とした。㉚Wardley事件⁽¹¹⁾では、「単な

(3) 原告の利益を担保するに十分な金額を供託すれば登録を抹消できる。

(4) 144 Cal. App. 3d 135 (1983).

(5) 22 Cal. App. 4th 67 (1994).

(6) 33 Cal. 4th 642 (2004).

(7) 33 Cal. 4th 642 (2004).

(8) Burger v. Superior Court, 151 Cal. App. 3d 1013 (Cal. App. 1st Dist. 1984).

(9) Urez Corp. v. Superior Court, 190 Cal. App. 3d 1141 (Cal. App. 2d Dist. 1987).

(10) Elder v. Carlisle Ins. Co., 193 Cal. App. 3d 1313, 1319 (Cal. App. 2d Dist. 1987).

(11) Wardley Dev. v. Superior Court, 213 Cal. App. 3d 391, 393 (Cal. App. 2d Dist. 1989).

る金銭判決の担保のため」に不動産にリーエンを求める訴訟であり、①判決に従い、「不動産の権原に影響を与える訴訟ではない」とした。①La Paglia 事件⁽¹²⁾は、④判決を否定し、「制定法の目的は広汎な擬制悪意を制限することにある」として、④判決に従って訴訟係属登録の抹消を認めた。①Lewis事件⁽¹³⁾では、擬制信託を主張したYが「単なる判決債権者であり、善意誠実の購入者や担保権者ではない」とし、告知を受けたときに既にXらによる代金支払いと改良がなされているとしてYの抹消請求が認められた。④BGJ 事件⁽¹⁴⁾では、原告らが填補賠償や懲罰賠償など多くの訴因を擬制信託とともに主張しており、擬制信託は追加的な主張で、本質的には詐欺や不法行為により「金銭賠償を要求する訴訟」であるとした。①Campbell事件⁽¹⁵⁾では、「不動産の権原に影響する訴訟ではない」とした。④Deane事件⁽¹⁶⁾は、騙されて被告に金銭を渡した④事件とは違い、被告らは単に債務を負うのみであり、「訴訟係属登録は無担保債権による差し押さえの手段ではない」とした。⑤Habitat Trust事件⁽¹⁷⁾では、「訴因を維持する立証がなされていない」としている。

以上の例について、まずエクイティ上のリーエンの事案について検討する。エクイティ上のリーエンは、追及可能な財産について、原告の損失を限度とした優先的取戻しを認めるものであり⁽¹⁸⁾、原告の損失を限度としな

-
- (12) La Paglia v. Superior Court, 215 Cal. App. 3d 1322 (Cal. App. 4th Dist. 1989).
 (13) Lewis v. Superior Court, 30 Cal. App. 4th 1850 (Cal. App. 2d Dist. 1994).
 (14) BGJ Associates v. Superior Court, 75 Cal. App. 4th 952 (Cal. App. 2d Dist. 1999).
 (15) Campbell v. Superior Court, 132 Cal. App. 4th 904 (Cal. App. 4th Dist. 2005).
 (16) Deane v. Superior Court, 164 Cal. App. 3d 292 (Cal. App. 4th Dist. 1985).
 (17) Habitat Trust for Wildlife, Inc. v. City of Rancho Cucamonga, 175 Cal. App. 4th 1306 (Cal. App. 4th Dist. 2009).
 (18) エクイティ上の制度は、擬制信託、エクイティ上のリーエン(equitable lien)、代位(subrogation)、エクイティ上のアカウントイング(equitable accounting)の形態を取る救済であり、なかでも擬制信託を中心として発展してきた。擬制信託は狭義では、追及可能な財産について、原告の損失が資する割合に応じた返還を認める救済である。エクイティ上のリーエンは、追及可能な財産について、原告の損失を限度とした返還を認めるものである。エクイティ上のリーエンは、広義の擬制信託の効果の1つであるとも解され、「擬制信託」の語が用いられていても、それによって、エクイティ上のリーエンが課されている場合がある。これらに対し、代位は、保証人の求償権のための制度として使用されるものである。そして、エクイティ上のアカウントイングは、エクイティ上、一般債権者への優越性を持たない、通常金銭判決を与える救済である。(既出注1・小林規威217頁、木下毅『アメリカ私法』213頁(1988 有斐閣)、拙著「アメリカ原状回復法における優先的取戻し(1)」北大法学論集56巻1号284頁と脚注文献参照。)

い点で狭義の擬制信託とは異なるので、「代償物の取戻し」よりも「先取特権」的な色彩が強くなってくる。本稿の例のうち、エクイティ上のリーエンが求められているのは、⑥Okuda事件、⑧Elder事件、擬制信託とリーエン両方の主張のある①Campbell事件であるが、それぞれ不動産の改良の事案であり、エクイティ上のリーエンしか認められず狭義の擬制信託は認められないとされる典型例である⁽¹⁹⁾。他に②Burger事件では擬制信託のみが主張されているが同様に不動産の改良事案であるためエクイティ上のリーエンしか認められない例である。なお、④Wardley事件においては、エクイティ上のリーエンと擬制信託の両方が主張されているところで裁判所は「リーエンを求める訴訟である」と性質決定している。横領金銭による不動産購入の事案とすれば本来的には擬制信託が認められる典型例である。しかし、⑤事件では判決債務者の財産占有について、判決債権者が真の権利者で債務者が受託者であると観念しうるか、あるいはそのような擬制が認められる横領に匹敵する権利状況か、という点では擬制信託を成立させるに困難と思われる。これらエクイティ上のリーエンが問題となる事案において、訴訟係属登録に対するの裁判所の態度について見てみると、登録肯定例である③Okuda事件においては、③Coppinger判決に従い擬制信託の事件の訴訟係属登録を肯定する立場に立った上で、「擬制信託とエクイティ上のリーエンに区別はない」としてエクイティ上のリーエンを求める訴訟の訴訟係属登録を認めている。それに対し登録否定例について見てみると、⑧Elder事件は「不当利得を根拠とする」訴訟の訴訟係属登録は認められないとし、①Campbell事件は「不動産の権限に影響する訴訟ではない」とするのみである。さらに④Wardley事件においては、「単なる金銭判決の担保のために不動産にリーエンを求める訴訟である」として訴訟係属登録の抹消を認めている。この表現は後述のように、不動産の権原に影響しないということに関連する。

次に、「単なる金銭債権の確保」という文言に着目すると、登録肯定例である③Coppinger事件では、引き替え給付判決を可能とする理由付けで

(19) Restatement of Restitution, § 161, Cmt a.

あるのみである。それに対し、否定例においては、訴訟係属登録のゆるされる「不動産の権原⁽²⁰⁾に影響する訴訟ではない」とい理由付けになっている（©Burger事件、fUrez事件、hWardley事件、kBGJ事件、mDeane事件）。これら否定例では逆に、本来的にエクイティ上のリーエンの有する先取特権という担保権的特質を擬制信託にまで広げて訴訟係属登録を否定するかのような印象を与える。いずれにせよ、擬制信託の求められる訴訟の訴訟係属登録を否定する立場においては、単なる金銭判決が求められる訴訟で不動産の権限に影響する訴訟ではないという理由付けが、直接制定法の明文解釈であることから当然であるとしても重要な基盤となっている。そのさらに根底にあるものとして、訴訟係属登録についての「制定法の目的は制限にある」、制限的に解釈するべきである（fUrez事件⁽²¹⁾、hWardley事件⁽²²⁾、①La Paglia事件⁽²³⁾）という立場があると観念しうる。

それらに対し、付加的とも思われる理由であり結果に影響する利益衡量に影響しそうな事項として、kBGJ事件に見られる「訴因の多さ」⁽²⁴⁾がある。この事項は他の訴因が金銭判決であることから上記の「単なる金銭判決を求める訴訟」であるということを補強するものとなろう。（なお、©Habitat Trust事件においても多くの訴因が主張されているが、請求の成立そのものが否定されているため、訴訟係属登録の可否の判断以前の問題である。）

最後に、擬制信託あるいはエクイティ上のリーエンを求められる側の態様に着目してみる。

擬制信託等を主張する者の財産を直接侵害した者の態様が、詐欺や横領などであり悪質と評価されうるのは、肯定例では©Coppinger事件、©Hunting World事件、①Kirkeby事件、否定例では©Burger事件、hWardley

(20) Cal Code Civ Proc § 405.20 (2011); 不動産上の権利を主張する当事者は、その不動産上の請求を主張する訴訟が継続中であることの公示 (notice) を登録しうる。その公示は、当該不動産の立地するすべての、あるいは一部のカウンティそれぞれの登録所で登録されうる。その公示は、当該訴訟のすべての当事者の氏名と、当該訴訟によって影響を受ける財産の内容の表示を含まなければならない。

(21) Urez Corp. v. Superior Court, 190 Cal. App. 3d 1141 (Cal. App. 2d Dist. 1987).

(22) Wardley Dev. v. Superior Court, 213 Cal. App. 3d 391, 393 (Cal. App. 2d Dist. 1989).

(23) La Paglia v. Superior Court, 215 Cal. App. 3d 1322 (Cal. App. 4th Dist. 1989).

(24) BGJ Associates v. Superior Court, 75 Cal. App. 4th 952 (Cal. App. 2d Dist. 1999).

事件、①La Paglia 事件、①Lewis事件、①Campbell事件である。③Hunting World 事件と④Wardley事件は、請求される側が侵害者の家族や家族の会社という執行潜脱事案であり、①Lewis事件においては侵害者からの転得者である。⑤Okuda事件は債務不履行解除による取戻し、⑧Elder事件は二重譲渡事案であるので擬制信託の原因を作り出した側が不誠実とえば不誠実であるが悪質であるとは言い切れないところがある。それに対して⑥BGJ 事件と⑩Deane事件では侵害者側の不誠実な態様がやや想像できそうなどところもある。他方で、④Urez事件は第2順位の担保権者による主張であるところと仮に債務者の自己競落があったとしても競落価格が妥当であれば債権者を害しないと思われるのでXに強い手段を与えることを補足するまでの材料には乏しいように思われる。